

2021会社案内

JIS Q ISO 14001 : 2015 認証取得

株式会社 クリシヨ

白木安定型最終処分場



yuzuriha

K ***URISHO***

会 社 概 要

社 名 株式会社 クリショー 白木産廃事業部

所 在 地 〒739-1303

広島市安佐北区白木町志路 277-1

TEL (082)828-3223・FAX (082)828-1112



設 立 昭和 47 年 10 月

資本金 20, 000 千円

代表者 代表取締役 小島 隆司

従業員 2 5 名

本社所在地 〒733-0035

広島市西区南観音 7 丁目 14 番 20 号

TEL (082) 292-2355 FAX (082) 292-2395

処分業許可

【産業廃棄物処分業】最終処分(埋立安定型)

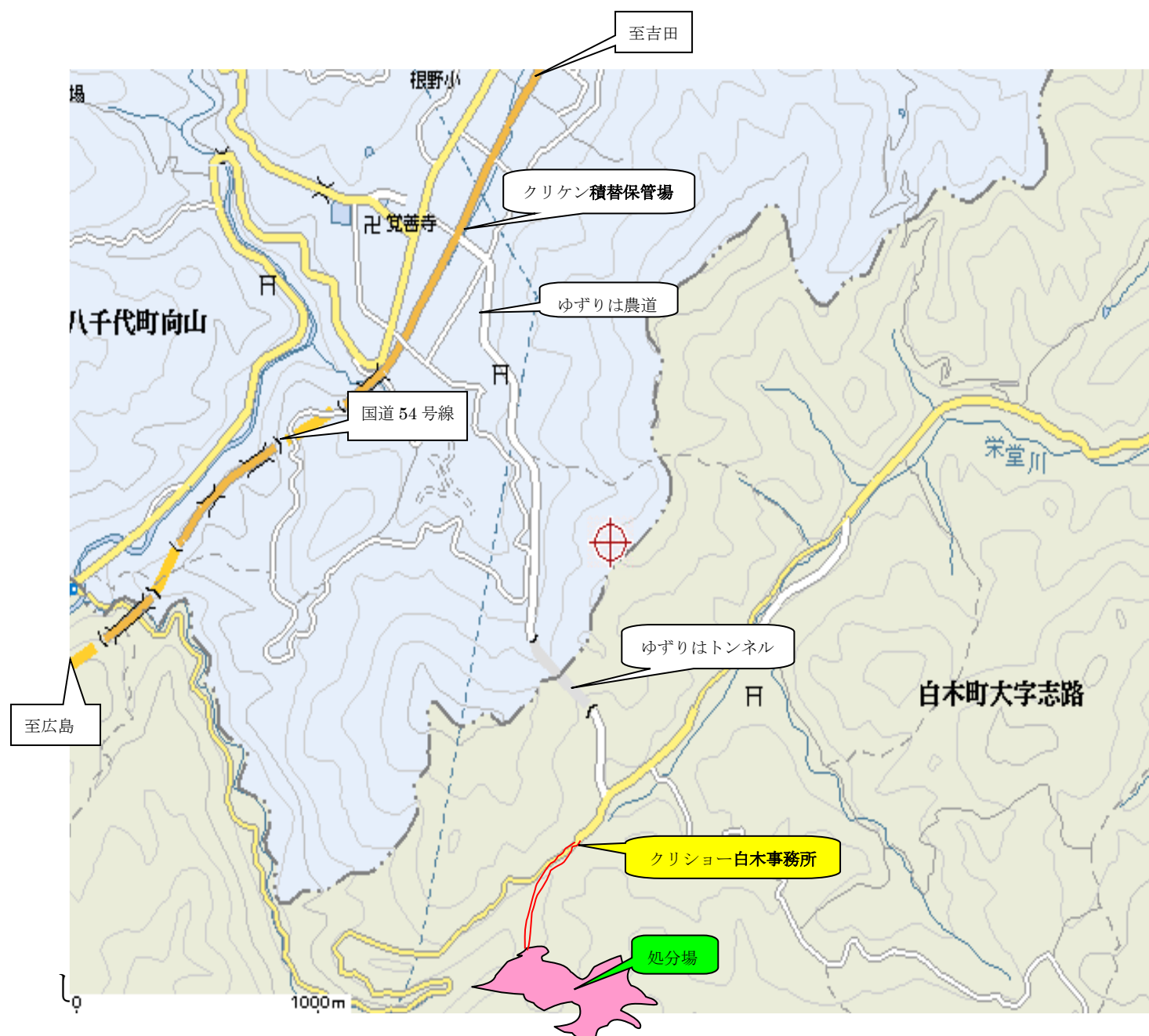
広島市許可番号 第 7340085872 号

許 可 品 目 がれき類(非飛散性アスベスト含む)、廃プラスチック類
金属くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず

埋立容量 5, 5 8 2, 7 6 8. 4 m³ (2021/4/1 現在 残容量 **2, 8 4 8, 0 0 0 m³**)

埋立面積 1 8 4, 7 9 3. 4 m²

(株)クリショー 白木事業部 産業廃棄物最終処分場



〒739-1303

広島市安佐北区白木町大字志路字加計 277-1

TEL (082) 828-3223 FAX (082) 828-1112

(株)クリショー 近藤 裕之



当事業場(安定型最終処分場)で受取れる物

安定型産業廃棄物	がれき類	工作物の新築，改築，除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
		①コンクリートがら
		②アスファルト・コンクリートがら
		③石綿含有産業廃棄物(石綿を廃棄物の重量の 0.1%を超えて含有するもの) スレート，外壁材等
		④その他がれき類
	ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず，タイル衛生陶磁器くず，レンガ（耐火使用除く），モルタル，瓦
	廃プラスチック類 (概ね 15cm に破碎してあるもの)	廃発泡スチロール，廃ビニール，合成ゴムくず，廃塩ビパイプ，廃シート類 合成樹脂くず，合成繊維くず 熱硬化性メラミン，フェノール，シリコン，ユリア，エポキシ，熱可塑性塩ビ，スチロール，アクリル，ポリエチレン，ナイロン，フッ素樹脂，ポリスチレン，合成皮革，ウレタン，セルロイド
	金属くず	鉄骨鉄筋くず，金属加工くず，足場パイプや保安堀くず，廃缶類
	ゴムくず (概ね 15cm に破碎してあるもの)	天然ゴムくず

当事業場で受取れない物

※安定型産業廃棄物以外の廃棄物、管理型産業廃棄物、特別管理産業廃棄物

※その他以下の項目に該当する廃棄物

- ・解体ミンチ、アンダー物（ふるい下ゴミ）の混合物。（アンダー物に見られるものも含む）
- ・シリカ系の廃棄物。粒度が細かく飛散性の高いもの。
- ・炉の解体物等、耐火レンガ、がれき等ダイオキシン類の付着している可能性があるもの。（成分分析結果でクリアしているものも含む）
- ・不法投棄物、埋設物等の性状が確認できないもの。
- ・金属くずで、鉄粉などの粉状のもの。鉛製のもの。
- ・ろ過材（イオン交換樹脂等）など吸着物質がある可能性があるもの。（成分分析結果でクリアしているものも含む）
- ・安定品目に付着物があるもの。また異臭がするもの。
- ・汚染された土砂、がれき等の廃棄物。また汚染の可能性があるもの。
- ・目視で安定品目と判別できない性状のもの。

搬入の際の注意事項

1. 第2、第4土曜日、日曜日及び祝祭日は地元自治会との協定で休業となります。
2. 営業時間は8時から17時までとし、営業時間外は受取りません。また、12時から13時の間も受取りません。
3. 搬入車両は重量制限を遵守し、ゆずりは農道を時速40km以内で通行し、三叉路から入口までの県道は時速20km以内で通行し、地区住民に粉塵、騒音公害を出さない。
4. 搬入車両は搬入に際して、廃棄物の飛散、落下、流出他をしない。
5. 搬入車両は処分場近辺の県道及び待避所他での、駐車、休憩はしない。
6. 搬入車両の通行に際しては、一般車両を優先し、道路交通法規を守り、地域住民の安全を守る。
7. 搬入車両は、場内より退出するときは、タイヤ洗浄場で確実に土砂を洗い流して、退出する。
8. 搬入廃棄物は、安定5品目とし、地下水、土壌などの周辺環境に悪影響をおよぼす恐れのあるものは、絶対に搬入しない。
9. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定に従い実施する。
10. 土砂搬入の場合
 - ① 転圧が出来る含水率であること。(表土及び含水比の高い土砂は受け入れ不可)
 - ② 転石、岩、はなるべく人頭大に小割りすること。
 - ③ 産業廃棄物は絶対に混入させないこと。(混入を確認した場合、返品)
11. 木、根、葉、紙切れの混入及び、食品等の有機物が付着した物は当事業場では受取りません。

※ 以上の約束を委託契約を担当される方はきちんと業者の方々に連絡されると共に 排出業者の皆様並びに収集運搬業者の皆様は必ず守っていただくようお願いします。

(株)クリショー 近藤 裕之

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏 名 株式会社 クリショー
代表取締役 小島 隆司
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成29年 7月13日

許可の有効期限 令和 4年 7月12日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (破 砕) この欄以下余白	廃プラスチック類 ゴムくず (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
最 終 処 分 (埋 立) 以 下 余 白	廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別	年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別
H19. 7. 5	更新許可	H29. 7. 11	更新許可
H24. 7. 9	更新許可	R 1. 5. 7	変更許可
H24. 8. 31	変更許可	.	.

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 3 年 2 月 1 2 日

住 所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏 名 株式会社 クリショー
代表取締役 小島 隆司
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 貴

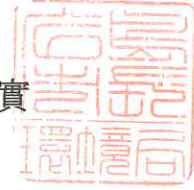


許可の年月日	平成21年 8月12日	許可番号	第 A1018 号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	(施設の種類) 安定型最終処分場 (処理する産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類 ずみくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白		
設置場所	広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番1外297筆		
処理の能力	埋立面積 184,793.4㎡	埋立容量	5,582,768.4㎡
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		
備考	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無		

令和元年 5 月 7 日

産業廃棄物処理業施設検査済証

広島市長 松 井 一 實



住 所 (所 在 地)	広島市西区南観音七丁目 1 4 番 2 0 号
氏 名 (名 称)	株式会社 クリショー 代表取締役 小島 隆司
施 設 の 種 類	破碎施設
処 理 す る 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 ゴムくず (これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白
施設の設置場所	広島市安佐北区白木町大字志路加計 2 7 5 - 2 外 1 1 2 筆
構 造 又は処理方式	自走式破碎機 2 軸せん断 ZR600TS
処 理 の 能 力	廃プラスチック類 4.88 t / 日、ゴムくず 7.28 t / 日
検 査 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 7 日
備 考	令和元年 5 月 7 日 代表者変更により書換

(7340085872 J0156)

様式第二十号の三（第十二条の五の四関係）

定期検査結果通知書

令和 2年 1月31日

住 所 広島市西区南観音七丁目14番20号

氏 名 株式会社クリショー 代表取締役 小島 隆司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

広島市長 松 井 一 實



産業廃棄物処理施設の設置場所	広島市安佐北区白木町大字志路字大瀑3933番 他
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物の安定型最終処分場
許可の年月日及び許可番号	平成11年11月10日 第A1018号
定期検査の結果	適合
次回の検査期限	令和 7年 4月24日

※事務処理欄

留意事項

・特に無し

登録証

JICQA
JIC QUALITY ASSURANCE LTD.

登録組織：株式会社 クリショー
本 社

所 在 地： 広島県広島市西区南観音7丁目14-20

貴組織の環境マネジメントシステムは、当社による審査の結果、下記の適用規格の
要求事項に適合していることを証します。

適用規格： ISO 14001:2015/JIS Q 14001:2015

登録範囲： 白木安定型最終処分場の運営に係わる事業活動

登録範囲に含まれる事業所：

本社： 広島県広島市西区南観音7丁目14-20

〔登録範囲に同じ〕

白木産業廃棄物（安定型）最終処分場： 広島県広島市安佐北区白木町志路
3933番地

〔産業廃棄物（安定型）の最終処分場〕

登 録 番 号： E1994

更 新 日： 2021年 2月12日

初回登録日： 2009年 2月12日

有効期限： 2024年 2月11日

更新決定日： 2021年 1月21日



日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区新富二丁目15番5号

代表取締役社長

川崎 博史



